

第9期介護保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。保険給付費の増加や、所得に応じた負担を図るため、国が示した標準段階である13段階の設定とします。なお、第1段階から第3段階の方は、保険料率を軽減しています。

所得段階	対象者 (所得段階の説明)	算出方法	第9期 (令和6～8年度) 年額保険料 (月額保険料)
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額 [*] が80万円以下の場合	基準額 ×0.285	19,152円 (1,596円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の場合	基準額 ×0.485	32,592円 (2,716円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が120万円を超える場合	基準額 ×0.685	46,032円 (3,836円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合 (本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円以下の場合)	基準額 ×0.90	60,480円 (5,040円)
第5段階	○本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合 (本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円を超える場合)	基準額	67,200円 (5,600円)
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の場合	基準額 ×1.20	80,640円 (6,720円)
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合	基準額 ×1.30	87,360円 (7,280円)
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	基準額 ×1.50	100,800円 (8,400円)
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合	基準額 ×1.70	114,240円 (9,520円)
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合	基準額 ×1.90	127,680円 (10,640円)
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合	基準額 ×2.10	141,120円 (11,760円)
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合	基準額 ×2.30	154,560円 (12,880円)
第13段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の場合	基準額 ×2.40	161,280円 (13,440円)

※合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する金額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は、特別控除後の金額となります。第1段階から第5段階の方で、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した金額となります。